

# 大分県報

令和六年  
第五二一号  
六月二十八日

（金曜日）

## 目次

### 人事委員会規則

職員給与の支給等に関する規則の一部改正	一
管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	一
指定納付受託者の指定	一
青少年に有害な興行の指定	二
解除予定保安林	二
知事管理漁獲可能量の設定	三
知事管理漁獲可能量の一部変更	三
道路区域の変更（三件）	三
道路の供用開始（三件）	四
特殊車両通行許可不要指定道路の指定	五
急傾斜地崩壊危険区域の指定	五
都市計画図書の縦覧	七
落札者等の公示	八

### ○人事委員会規則

職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和六年六月二十八日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十三号

職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。  
第十二条第二項中「第十一条」を「前条」に改める。  
別表第三の知事の事務部局の部の本庁の項中「局長（行政職九級の職にあるもの）」を削り、「理事」の下に「局長（行政職九級の職にあるもの）」を加え、同部のことも・女性相談支援センターの項中「室長」の下に「参事（人事委員会が指定する職にあるもの）」を加え、同部の児童相談所の項中「次長」の下に「参事（人事委員会が指定する職にあるもの）」を加える。

### 附則

この規則は、令和六年七月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月二十八日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十四号

### 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年大分県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事部局の部の保健所の項中「所長」の下に「副所長」を加える。

### 附則

この規則は、令和六年七月一日から施行する。

### ○告 示

大分県告示第三百二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第二項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和六年六月二十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 指定納付受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地	指 定 を し た 日

三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋四丁目五番十五号	令六・四・一	〃	〃	Eカップの女 豊熟	新東宝映画	
株式会社大分カード	大分市中央町二丁目九番二十二号	〃	〃	〃	巨乳令嬢 何度もイカされたい	オーピー映画	
株式会社エム・ビー・ソリューション	東京都港区虎ノ門二丁目十番四号オークラブレスタービル八階	〃	〃	〃	〃	〃	
SBペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸一丁目七番一号東京ポートシティ竹芝オフィスタワー	〃	〃	〃	〃	〃	
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南三丁目五番七号デジタルゲートビル十階	〃	〃	〃	〃	〃	
モバイルクリエイティブ株式会社	大分市東大道二丁目五番六十号	〃	〃	〃	〃	〃	
<p>二 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等                  キャッシュレス決済の方法により納付する使用料、手数料、財産収入及び諸収入</p> <p>三 指定期間                  指定をした日から令和七年三月三十一日まで</p> <p>~~~~~</p> <p><b>大分県告示第三百二十三号</b></p> <p>次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。</p> <p>令和六年六月二十八日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>							
<p>指定年月日 令六・一三</p> <p>種類 映画</p> <p>題名 女まみれ 本番はいります</p> <p>制作社名 又は配給社名 オーピー映画</p> <p>指定理由 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。</p>							
<p><b>大分県告示第三百二十四号</b></p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。</p> <p>令和六年六月二十八日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>一 解除予定保安林の所在場所                  大分市大字木佐上字赤井三三三番二（次の図に示す部分に限る。）、三三三番三、大字志生木字中谷一一七六番一・一一七六番二から一一七六番一四まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>二 保安林として指定された目的                  水源の涵養</p> <p>三 解除の理由                  林道用地とするため</p> <p>（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに大分市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>~~~~~</p> <p>二一 解除予定保安林の所在場所                  白杵市大字佐志生字有屋二四九六番一・二四九九番三・二四九九番六・二四九九番九・字椿ヶ尾五一〇番二・五一五〇番四（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>二 保安林として指定された目的                  水源の涵養</p> <p>三 解除の理由                  林道用地とするため</p> <p>（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに白杵市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>~~~~~</p>							

大分県告示第三百二十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十六条第一項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和六管理年度における同項に規定する知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。  
令和六年六月二十八日

まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和六管理年度（令和六年七月一日から令和七年六月三十日までの期間をいう。）における法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。  
第一 まさば及びごまさば太平洋系群

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分

知事管理漁獲可能量

大分県まさば及びごまさば漁業区分

現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準

大分県告示第三百二十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十六条第五項の規定により、知事管理漁獲可能量の設定（令和六年大分県告示第百八十一号）の一部を次のように変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、公表する。  
令和六年六月二十八日

第一及び第二を次のように改める。  
第一 ころまぐる（小型魚）  
法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分

知事管理漁獲可能量

大分県ころまぐる（小型魚）漁業区分

四・四トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 四・四トン  
第二 ころまぐる（大型魚）

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分

知事管理漁獲可能量

大分県ころまぐる（大型魚）漁業区分

七・三トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 七・三トン

大分県告示第三百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和六年六月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和六年六月二十八日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延 長

日田市大字鶴河内字飯屋九三〇番二から日田市大字鶴河内字飯屋九三〇番一地先まで

前

メートル  
九・五  
三・七

メートル  
四七・七

日田市大字鶴河内字飯屋九三〇番二から日田市大字鶴河内字飯屋九二八番四まで

後

一五・〇  
四・三

四七・七

県道宝珠山日田線

日田市大字鶴河内字飯屋九三一番三から日田市大字鶴河内字飯屋九三二番地先まで

前

一一・二  
四・四

七三・二

日田市大字鶴河内字飯屋九三一番三から日田市大字鶴河内字飯屋九三三番七まで

後

一四・一  
四・四

七三・二

道路の種類及び路線名	日田市大字鶴河内字ヲニキ一四七〇番四地内	前	四・七 ） 三・九	六三・二
	日田市大字鶴河内字ヲニキ一四七〇番三地内	後	八・〇 ） 四・五	六三・二

大分県告示第三百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年六月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

大分県知事

佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	竹田市大字川床字蒟蒻二七番三から	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
	竹田市大字川床字蒟蒻二七番二まで			
県道小川穴井迫線	竹田市大字川床字蒟蒻二七番五から	前	一・〇 ） 六・五	メートル 一四七・七
	竹田市大字川床字蒟蒻六番六まで	後	三二・七 ） 七・八	一四七・七

大分県告示第三百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年六月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道豊後高田国東線	豊後高田市一畑字上前田七二三番三地从先から豊後高田市一畑字上前田七〇二番三地从先まで	後	A 一七・八 ） 六・五	三八八・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
県道三重野津原線	豊後大野市大野町中原字下ノ田八四〇番一から豊後大野市大野町中原字鼓田九一六番五まで	後	B 四三・三 ） 一三・四	四六六・一	

大分県告示第三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年六月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

大分県知事

佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道三重野津原線	豊後大野市大野町中原字下ノ田八四〇番一から豊後大野市大野町中原字鼓田九一六番五まで	令六・六・二八

<p>大分県告示第三百三十一号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、令和六年六月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和六年六月二十八日</p>	<p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>	<p>道路の種類及び路線名</p> <p>豊後大野市朝地町上尾塚字場口二〇八二番一から</p> <p>豊後大野市朝地町上尾塚字場口二〇八七番一まで</p>	<p>令六・六・二八</p>
		<p>道路の種類及び路線名</p> <p>豊後高田市一畑字上前田七二三番三から</p> <p>豊後高田市一畑字上前田六九八番四まで</p>	<p>令六・六・二八</p>
<p>大分県告示第三百三十二号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、令和六年六月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和六年六月二十八日</p>	<p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>	<p>道路の種類及び路線名</p> <p>豊後高田国道東線</p>	<p>令六・六・二八</p>
		<p>道路の種類及び路線名</p> <p>豊後高田市一畑字上前田七二三番三から</p> <p>豊後高田市一畑字上前田六九八番四まで</p>	<p>令六・六・二八</p>
		<p>道路の種類及び路線名</p> <p>豊後高田市一畑字上前田七二三番三から</p> <p>豊後高田市一畑字上前田六九八番四まで</p>	<p>令六・六・二八</p>
<p>大分県告示第三百三十三号</p> <p>車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第四項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の総重量の最高限度が車両の車軸の数及び軸距に応じて最大四十四トンであり、長さの最高限度が十六・五メートルである道路を次のように指定する。</p> <p>令和六年六月二十八日</p>	<p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>	<p>道路の種類及び路線名</p> <p>豊後高田市一畑字上前田七二三番三から</p> <p>豊後高田市一畑字上前田六九八番四まで</p>	<p>令六・六・二八</p>
		<p>道路の種類及び路線名</p> <p>豊後高田市一畑字上前田七二三番三から</p> <p>豊後高田市一畑字上前田六九八番四まで</p>	<p>令六・六・二八</p>
		<p>道路の種類及び路線名</p> <p>豊後高田市一畑字上前田七二三番三から</p> <p>豊後高田市一畑字上前田六九八番四まで</p>	<p>令六・六・二八</p>
<p>大分県告示第三百三十四号</p> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。</p> <p>令和六年六月二十八日</p>	<p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>	<p>道路の種類及び路線名</p> <p>豊後高田市一畑字上前田七二三番三から</p> <p>豊後高田市一畑字上前田六九八番四まで</p>	<p>令六・六・二八</p>
		<p>道路の種類及び路線名</p> <p>豊後高田市一畑字上前田七二三番三から</p> <p>豊後高田市一畑字上前田六九八番四まで</p>	<p>令六・六・二八</p>
		<p>道路の種類及び路線名</p> <p>豊後高田市一畑字上前田七二三番三から</p> <p>豊後高田市一畑字上前田六九八番四まで</p>	<p>令六・六・二八</p>
<p>指定区域の名</p> <p>津久見市</p>	<p>指定区域</p> <p>津久見市</p>	<p>所</p> <p>大字</p>	<p>在</p> <p>地番又は区域</p>
<p>彦之内</p> <p>津久見市</p>	<p>津久見市</p>	<p>千怒越下、大工及び千怒越</p>	<p>次の一点から一点までを順次結んだ線及び一点と一点を結んだ線に囲まれた土地の区域</p> <p>一点 北緯三三度〇三分五秒二〇五六</p> <p>二点 東経一三一度五二分〇三秒二四六五</p> <p>北緯三三度〇三分五秒七四六四</p> <p>東経一三一度五二分〇三秒二九四四</p> <p>北緯三三度〇三分五秒九六三二</p> <p>東経一三一度五二分〇三秒七五四〇</p> <p>北緯三三度〇三分五秒七四六〇三四</p>



通	白杵市	田尻	小平	<p>九〇三番の一部(座標一点と二点を結んだ線の西側の部分)、九〇四番の一部(座標一点と八点を結んだ線の南側の部分)、九〇九番の一部(座標一点と八点を結んだ線の南側の部分)、九一一番の一部(座標一点と八点を結んだ線の南側の部分)、九一三番の一部(座標一点と八点を結んだ線の南側の部分)、九一四番の一部(座標一点と八点を結んだ線の南側の部分)、九一五番、九一六番の一部(座標一点と八点を結んだ線の北側の部分)、九二二番の一部(座標一点と八点を結んだ線の北側の部分)、九二三番の一部(座標一点と八点を結んだ線の北側の部分)、九二四番の一部(座標一点と八点を結んだ線の北側の部分)、九二五番から九二七番まで、九二九番、九三〇番、九三一番の一部(座標一点と八点を結んだ線の西側の部分)、九三二番の一部(座標一点と八点を結んだ線の西側の部分)、九三三番の一部(座標一点と八点を結んだ線の西側の部分)、九三三番の一部(座標一点と八点を結んだ線の西側の部分)、九三三番の一部(座標一点と八点を結んだ線の西側の部分)、九三三番の一部(座標一点と八点を結んだ線の西側の部分)</p>	
	上久部	佐伯市	池田	大谷	<p>三点を結んだ線の西側の部分)、九三二番二及び九三三番一の一部(座標一点と二点を結んだ線の西側の部分)</p> <p>北緯三三度〇八分三三秒三四五九</p> <p>東経一三一四四二八秒六一六二</p> <p>北緯三三度〇八分三五秒七〇二八</p> <p>東経一三一四四二九秒七八七三</p> <p>北緯三三度〇八分三五秒一二五三</p> <p>東経一三一四四四三〇秒〇六一〇</p> <p>北緯三三度〇八分三四秒三〇九三</p> <p>東経一三一四四四二八秒八九六五</p> <p>北緯三三度〇八分三四秒七八六七</p> <p>東経一三一四四四二八秒三五四七</p> <p>北緯三三度〇八分三四秒一六一八</p> <p>東経一三一四四二六秒一六一二</p> <p>北緯三三度〇八分三四秒八一一五</p> <p>東経一三一四四二六秒一八〇二</p> <p>北緯三三度〇八分三三秒五五二二</p> <p>東経一三一四四四二五秒四九七四</p> <p>七一五番から七一七番まで、七一九番、七二〇番一、七二〇番二、七二二番一、七二二番二、七二二番三、七二五番、七二七番から七三一番まで、八八一番一の一部(座標一点から一六秒までを順次結んだ線の北側の部分)、八八一番六の一部(座標一点と一七秒を結んだ線の東側の部分)、八八一番九から八八一番一一まで、八八一番一二の一部(座標六秒から一一点までを順次結んだ線の西側の部分)、八八一番一四の一部(座標一四秒と一五秒を結んだ線の北側の部分)、八八二番三から八八二番八まで、八八二番一〇、八八二番一一の一部(座標二秒から四秒までを順次結んだ線の西側の部分)、八八二番一二の一部(座標二秒から四秒までを順次結んだ線の西側の部分)、八八二番一三の一部(座標四秒から七秒までを順次結んだ線の西側の部分)及び九〇九番一の一部(座標一〇秒から一四秒までを順次結んだ線の西側の部分)</p> <p>北緯三二度五六分五八秒四二六七</p> <p>東経一三一四三三分〇五秒四六九九</p> <p>北緯三二度五六分五八秒二二三〇</p>

山方3	
豊後大野市三重町	
久田	
中尾	
次の一点から一点五秒までを順次結んだ線及び一点と一点五秒を結んだ線に囲まれた土地の区域 一点 北緯三二度五八分三九秒九六〇二 東経一三一度三二分五一秒二一六一 北緯三二度五八分四〇秒五六四九 東経一三一度三二分五〇秒九三一一四 北緯三二度五八分四一秒一八七八 東経一三一度三二分五一秒二二五二 二点 北緯三二度五八分四〇秒五六四九 東経一三一度三二分五〇秒九三一一四 北緯三二度五八分四一秒一八七八 東経一三一度三二分五一秒二二五二 三点 東経一三一度五三分〇五秒四七八九 北緯三二度五六分五七秒七九〇七 東経一三一度五三分〇五秒四八八〇 北緯三二度五六分五七秒四五四四 東経一三一度五三分〇五秒四〇五六 北緯三二度五六分五六秒八〇四一 東経一三一度五三分〇五秒四一二三 北緯三二度五六分五六秒四四六七 東経一三一度五三分〇五秒二八四九 北緯三二度五六分五六秒〇五二一 東経一三一度五三分〇五秒一九九九 北緯三二度五六分五五秒五五二二 東経一三一度五三分〇五秒〇四一 北緯三二度五六分五五秒四一二八 東経一三一度五三分〇四秒九七七〇 北緯三二度五六分五四秒九五三三 東経一三一度五三分〇五秒〇七〇六 北緯三二度五六分五四秒二〇九三 東経一三一度五三分〇五秒二五九一 北緯三二度五六分五三秒八五〇五 東経一三一度五三分〇五秒一五九〇 北緯三二度五六分五二秒三四八九 東経一三一度五三分〇四秒八九一九 北緯三二度五六分五二秒一一七〇 東経一三一度五三分〇四秒六四六四 北緯三二度五六分五一秒七二〇一 東経一三一度五三分〇三秒五一二五 北緯三二度五六分五二秒一八九一 東経一三一度五三分〇三秒一五七三 北緯三二度五六分五四秒一三九七 東経一三一度五三分〇二秒〇〇二七	

令和六年六月二十八日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 令和六年六月二十八日 大分県知事 佐藤 樹一郎	一 都市計画の種類及び名称 大分都市計画地区計画 明野中心部地区地区計画（大分市決定） 二 縦覧場所	これらの土地に伴う国有地等無番地の全部 〇 公 告 四点 北緯三二度五八分四一秒七六四四 東経一三一度三二分五一秒九九七九 五点 北緯三二度五八分四二秒一三八〇 東経一三一度三二分五二秒五二四四 六点 北緯三二度五八分四二秒七一〇八 東経一三一度三二分五三秒三五五〇 七点 北緯三二度五八分四三秒四八八七 東経一三一度三二分五四秒六三五五 八点 北緯三二度五八分四一秒五一六〇 東経一三一度三二分五五秒〇〇二九 九点 北緯三二度五八分四〇秒四四〇九 東経一三一度三二分五四秒四九八〇 一〇点 北緯三二度五八分四〇秒二三八五 東経一三一度三二分五三秒二二一七 一点 北緯三二度五八分四〇秒〇七二〇 東経一三一度三二分五二秒一六〇〇 二点 北緯三二度五八分四〇秒〇五八〇 東経一三一度三二分五二秒〇六九九 三点 北緯三二度五八分四〇秒〇二九一 東経一三一度三二分五一秒八七六八 四点 北緯三二度五八分三九秒九七〇八 東経一三一度三二分五一秒四二四七 北緯三二度五八分三九秒九六四二 東経一三一度三二分五一秒三六四五 一点五秒 北緯三二度五八分三九秒九六四二 東経一三一度三二分五一秒三六四五
---	--	--

大分県報（告示・公告）

令和六年六月二十八日

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年六月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

運転免許証追記装置等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部交通部運転免許課

大分市大字松岡六千六百八十七番地

三 落札者を決定した日

令和六年五月二十三日

四 落札者の氏名及び住所

NECキヤピタルソリューション株式会社九州支店 九州支店長 齋藤 義弘

福岡県福岡市中央区天神二丁目十番二十号

五 落札金額

百七十七万四千六百九十円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和六年四月九日

大分県報（公告）

八